別添2－1

菊池市下水道事業経営戦略

団　体　名　：　熊本県菊池市

事　業　名　：　浄化槽市町村整備推進事業

策　定　日　：　令和　2　年　月

計　画　期　間　：　令和　2　年度　～　令和　11　年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用（令和2年4月）
処理区域内人口密度	計測不可	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	他5事業(公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理施設事業・個別排水処理施設事業)の処理区域外		
処理場数	令和元年度末で新規設置1,080基、寄付採納405基　合計1,485基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料体系は従量制、定額制、人頭制などに大別され、本市の浄化槽市町村整備推進事業では人頭制を採用しています。(基本料2,000円＋1人当たり500円を加算し合計に税を加算) (基本料2,000円＋人数×500円)+税					
業務用使用料体系の 概要・考え方	なし					
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし					
条例上の使用料*2 (3人世帯あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,780	円	実質的な使用料*3 (20㎥あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,776 円
	平成30年度	3,780	円		平成30年度	3,856 円
	令和元年度	3,850	円		令和元年度	3,947 円

*2 条例上の使用料とは、人頭制のため一般家庭における3人世帯あたりの使用料を記載。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職　員　数	令和2年度については、下水道課職員12名で構成されています。内訳としましては、主に下水道使用料に関することや下水道事業会計の予算決算業務を行う管理係に4名、主に下水道の整備、特に接続に関する業務を行う工務係に4名、施設やMP等の維持管理の業務を行う施設係に2名を配置しており、浄化槽市町村整備推進事業から職員2名分を支出。
事 業 運 営 組 織	下水道課職員12名・会計年度任用職員1名のうち、課長1名、課長補佐1名、係長3名、管理係3名、工務係3名、施設係1名、会計年度任用職員1名の構成。 課長 ― 課長補佐 ― 管理係　係長以下4名 課長補佐 ― 工務係　係長以下4名、会計年度任用職員1名 課長補佐 ― 施設係　係長以下2名 うち、浄化槽市町村整備推進事業では、2名を配置。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	浄化槽の清掃および保守点検を民間委託。 使用料に関する業務（使用料の請求や徴収に関すること等）を民間委託。
	イ 指定管理者制度	現在活用はございません。
	ウ PPP・PFI	現在活用はございません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	現在活用はございません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	現在活用はございません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付すること。

1、経営の健全性・効率性

収益的収支比率	望ましい方向：増加	
指標の説明	総費用と地方債償還金との合計額と総収益とを比較したものを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	単年度の収益収支が100％を超えて比率が高いほど経営状況が良好といえる。	
グラフ及び実績	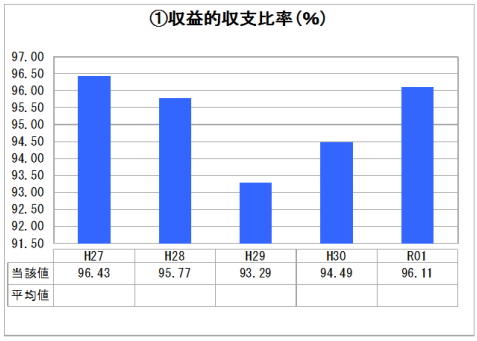 （本市：棒グラフ）	
現状の簡易分析・コメント	毎年の状況を注視しながら内容を検証します。	

※累積欠損金比率、流動比率については数値なし

企業債残高対事業規模比率	望ましい方向：減少	
指標の説明	下水道使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい	
グラフ及び実績	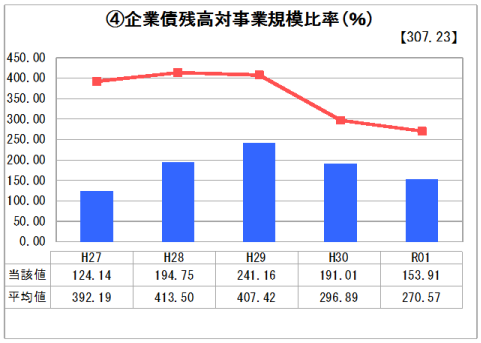 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	事業と企業債残高の状況を検証し、長期的な計画を図ります。	

経費回収率	望ましい方向：増加	
指標の説明	下水道使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度賄えているかを表す指標です。	
指標の基準（目標）値	下水道使用料で回収すべき経費を、すべて下水道使用料で賄えている状況を表す指標であり、「100%以上」であることが必要です。	
グラフ及び実績	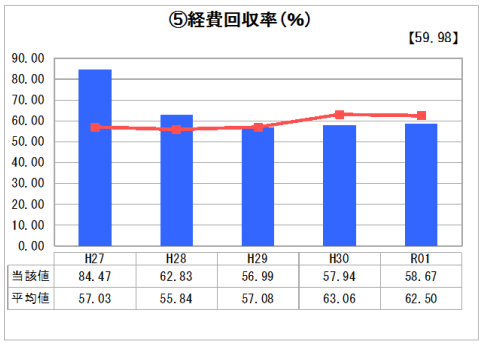 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	H30年度より年々微量な増加傾向にあるので、毎年の収入支出等の状況を注視し検証します。	

汚水処理原価	望ましい方向：減少	
指標の説明	有収水量（下水道使用料の対象となる水量）1㎥当たりの汚水処理に要した費用を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	明確な基準はありません。減少が望ましい。	
グラフ及び実績	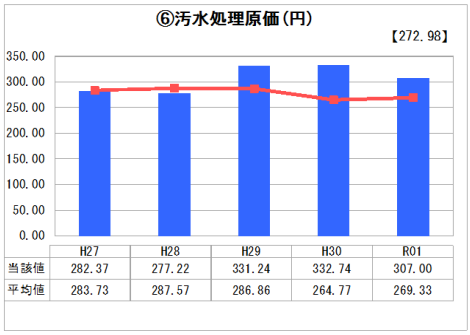 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	令和1年より減少傾向にありますが、類似団体の平均値より高くなってきています。今後、継続して収入支出の内容等を検証していきます。	

水洗化率	望ましい方向：増加	
指標の説明	処理区域内人口のうち水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表す指標です。	
指標の基準（目標）値	公共用水域の水質保全や、下水道使用料収入の増加などの観点から、「100％」であることが望ましいとされています。	
グラフ及び実績	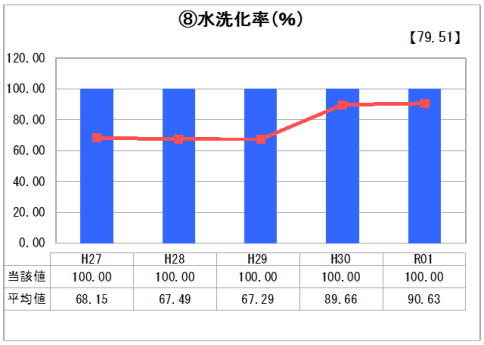 H27 H28 H29 H30 R01 当該値 100.00 100.00 100.00 100.00 100.00 平均値 68.15 67.49 67.29 89.66 90.63 （本市：棒グラフ、類似団体の平均：折れ線グラフ、【】は全国平均）	
現状の簡易分析・コメント	今後も水洗化率の向上に推進していきます。	

2．将来の事業環境

全国的に人口減少が進んでいる中、菊池市でも人口減少が進んでいます。浄化槽市町村整備推進事業の処理区域は、浄化他5事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・小規模集合排水処理施設事業・個別排水処理施設事業）以外の処理区域内であることから、主に人口密集地以外となります。現在は、事業を推進しているため増加しています。

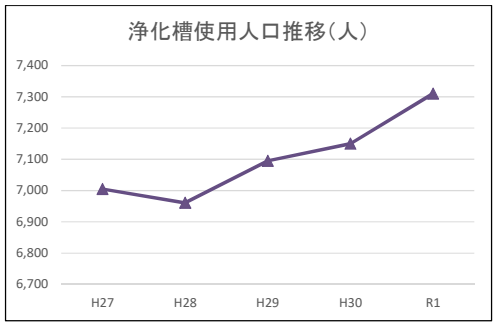

（2）有収水量の予測　※有収水量：下水道使用料徴収の対象となる水量。

有収水量につきましては、使用した水量に対し、汚水流入量（汚水処理量）の対象になった水量であります。
本市の浄化槽の有収水量については、処理区域内の浄化槽人口が、年間で浄化槽新規設置が約70基・寄付採納が約50基を予定しています。

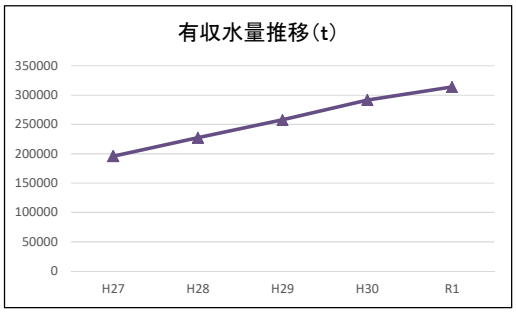

（3）使用料収入の見通し

浄化槽の新規設置及び寄付採納事業による増加を予定していますので、今後も使用料収入については増加傾向にあると考えます。(※令和元年度の数値については、公会計移行による打切決算により参考数値)

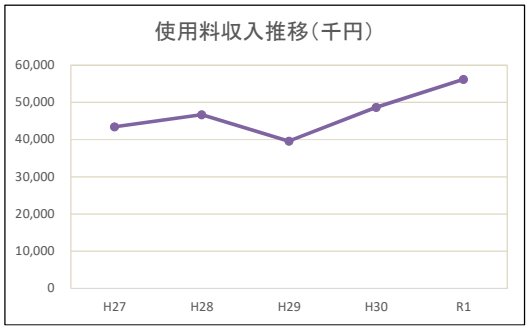

（4）施設の見通し

浄化槽の耐用年数から、新規設置した浄化槽については、ここ数十年は施設の老朽化による取り換え工事等の発生は必要がないと考えますが、寄付採納事業における浄化槽については、設置期間が長期的なものも含まれますので、将来的に経年劣化による取り換え工事が発生すると考えます。今後は耐用年数や老朽化と使用状況を考慮し、財源の確保、施設の計画的な更新を進めます。

【今後の主な施設改築更新内容】
〇現在は計画なし

（5）組織の見通し

令和2年度より企業会計（法の一部適用）を行ったため、H29年度より組織の変更は行っておりません。
将来的には、他部署との組織統合を検討する必要があると考えます。

R2年度

建設部	下水道課	管理係
		工務係
		施設係

※将来の統合例

建設部	上下水道課（局）	管理係	契約事務、検査等全般
		庶務係	料金等その他庶務全般
		工務第1係	上水配水管等の維持、新設
		工務第2係	下水管渠、浄化槽等の維持、新設
		施設係	配水池、処理場の維持管理

3. 経営の基本方針

【基本方針】
菊池市では、自然の恵みを守り、自然を活かして穏やかな発展を続けていく「安心・安全の『癒しの里』きくち」を目指し、快適で安全・安心な生活の確保を図るため、菊池市下水道事業において6つの事業による整備や維持管理を行っています。
浄化槽市町村整備推進事業については、毎年、新規設置約100基・寄付採納約30基の設置を予定しております。R元年度までに浄化槽設置を累計約1,080件実施しており、今後も水環境の保全に向け事業の推進を図ります。
近年は全国的に少子高齢化や人口減少の時代に直面し、下水道事業においても使用料収入の確保や下水道施設の更新、また財政状況の改善が課題となっています。このような状況のなか、市は住民のニーズや地理的特性を踏まえ、柔軟かつ計画的な経営への取り組みを進めていかなければなりません。
菊池市下水道事業は、令和2年度より一部法適用に会計方式を切り替え下水道施設の適切な整備・維持管理を通じた細やかな下水道サービスの実現と、持続可能な社会インフラ形成に向けた財政基盤の強化との両立を経営の基本的方針とします。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1） 投資・財政計画（収支計画）：別 紙 の と お り

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	循環型社会形成推進交付金を活用し、残りの財源については企業債を発行し投資の平準化に努めます。

【浄化槽】
・新規浄化槽整備（補助、起債事業）
新規浄化槽については年間約75基、寄付採納事業による浄化槽の寄付は50基を想定しています。
将来発生する老朽化による浄化槽の更新工事等は、耐用年数を考慮すると、今回の計画では実施予定がないため見込んでおりません。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	使用料については、浄化槽の管理基数の増に伴い増加しますが、人口ビジョン等による市全体の人口減少が考えられるため、適正な経営の安定化を目指します。

【収益的収入】
（使用料収入）
使用料については、新規の設置及び寄附採納により将来にわたり増加しますが、営業費用に対する割合については減少傾向に推移していくものと思われます。今後は収入の見直しについて、検討を行い長期的な視点に基づき、財政状況や経営状態を詳細に把握し、適正な使用料を目指します。
（繰入金）
繰入金については、公営企業の原則である独立採算制を基本とする中で、今後は財源不足を起こさないよう繰り入れを行います。当面は基準外の繰り入れも発生するため、支出の経費削減に努めます。

【資本的収入】
（国庫補助金）
今後も、浄化槽の設置に循環型社会形成推進交付金による事業費の約1/2から1/3の補助を見込んでいます。
（企業債）
世代間負担の平準化を図るため、また建設事業の財源不足を防ぐために補助金・受益者分担金で賄えない事業費について借入れを行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用について、浄化槽の清掃・保守点検業務委託を行っていますが、今後は近隣自治体の状況を参考に本市がどの範囲まで包括的民間委託ができ、また費用対効果がどの程度見込めるのかを検証します。

【職員給与費】　毎年の人事異動や組織変更等もあることから、今後も同水準で推移すると見込んでいます。

【修繕費】　設置基数の増及び老朽化による修繕の増により上昇すると見込んでいます。

【委託費】　主なものは浄化槽清掃及び保守点検業務であるが、設置基数の増加により上昇すると見込んでいます。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

（1）において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

＊（1）において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

＊ 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	県や近隣都市の状況を参考に、事業内容の改善等について検証します。
投資の平準化に関する事項	投資の財源として、国庫補助金や企業債を最大限に利用し、単年度における経費の減少を図ります。
民間活力の活用に関する事項 （PPP/PFIなど）	取り組み可能な業務について、他の先進事例などを参考にし検討を図ります。
その他の取組	予定がありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業が繰入を行うことは、地方財政法第6条の規定で特別会計を設け、当該企業の性質上適正な経営を行っても、なおその経営の収入のみをもってあてることが客観的困難である場合に認められるもので、国の繰り出し基準で規定されています。 市民サービスに不可欠な下水道を安定的に維持し続けるには、一般会計からの繰り入れ金に過度に依存せず中長期的に自立安定した経営基盤を築く必要があるため、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があることです。 一般会計からの繰り出しにより経営するということは、下水道の便宜を受けることができる住民とそうでない住民との間に、不公平が生じるなどの問題もあり、使用料の適正化を進めることは財政にも重要なことですので、この事からも最適な使用料となるよう見直しを進めます。
資産活用による収入増加 の取組について	予定がありません。
その他の取組	・下水道使用料収入の確保 公衆衛生の向上、地域の環境保全からも未水洗家屋の所有者等に対し、HP等による啓発・水洗化促進を進めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 （包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	業務に関し民間活力等の適用範囲を検証し、経費削減等の効果を含め検討していきます。
職員給与費に関する事項	包括的民間委託等により業務内容に変更が生じた場合、必要に応じて人事担当部局と適正な人員配置について検討します。
動力費に関する事項	該当がありません。
薬品費に関する事項	該当がありません。
修繕費に関する事項	保守点検の状況により、計画的な修繕や更新を実施することで、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	包括的民間委託など委託内容を検討しながら民間活用によるコスト削減について検討します。
その他の取組	該当がありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	進捗管理やPDCAサイクルなどを用いて事後検証行い、5年目に経営戦略の見直しを行っていきます。 見直しの際は、投資試算・財源試算と実績との乖離及びその原因を検証し、将来の予測方法や経営の効率化に向けた取り組み等について、必要な見直しを実施することで事業運営を図ります。 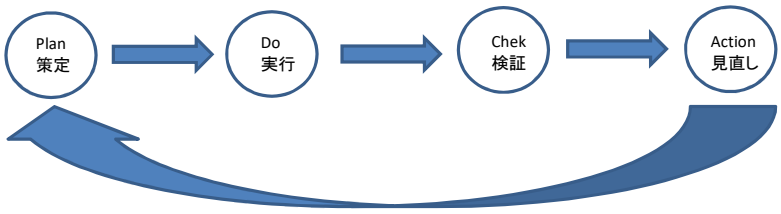

SDGsのゴール	6 安全な水とトイレを世界中に

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

浄化槽市町村整備推進事業

（税抜き）　　（単位：千円，％）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支	収益的収入	1．営業収益 (A)			59,112	63,435	73,270	82,066	90,862	99,658	108,454	117,099	125,917	133,021
		(1) 料金収入			59,106	63,434	73,269	82,065	90,861	99,657	108,453	117,098	125,916	133,020
		(2) 受託工事収益 (B)												
		(3) その他			6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2．営業外収益			105,482	115,932	116,846	125,925	132,649	138,480	144,296	150,513	157,797	165,423
		(1) 補助金			73,768	83,729	85,838	89,596	93,767	97,536	101,292	105,060	109,768	114,714
		他会計補助金			73,768	83,729	85,838	89,596	93,767	97,536	101,292	105,060	109,768	114,714
		その他補助金												
		(2) 長期前受金戻入			29,136	32,201	31,006	36,327	38,880	40,942	43,002	45,451	48,027	50,707
		(3) その他			2,578	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		収入計 (C)			164,594	179,367	190,116	207,991	223,511	238,138	252,750	267,612	283,714	298,444
	収益的支出	1．営業費用			156,585	171,232	180,834	199,693	214,209	228,231	242,256	256,790	272,338	286,583
		(1) 職員給与費			11,678	10,380	10,380	10,380	10,380	10,380	10,380	10,380	10,380	10,380
		基本給			6,279	5,758	5,758	5,758	5,758	5,758	5,758	5,758	5,758	5,758
		退職給付費			720	650	650	650	650	650	650	650	650	650
		その他			4,679	3,972	3,972	3,972	3,972	3,972	3,972	3,972	3,972	3,972
		(2) 経費			100,843	112,131	122,925	133,308	143,692	154,075	164,460	174,967	186,361	196,348
		動力費			5	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		修繕費			2,019	2,025	2,339	2,620	2,901	3,182	3,463	3,739	4,021	4,248
		材料費												
		その他			98,819	110,102	120,582	130,684	140,787	150,889	160,993	171,224	182,336	192,096
		(3) 減価償却費			44,064	48,721	47,529	56,005	60,137	63,776	67,416	71,443	75,597	79,855
		2．営業外費用			8,335	9,523	9,805	10,134	10,642	10,959	11,240	11,526	11,673	11,816
		(1) 支払利息			4,419	4,715	4,901	5,071	5,421	5,579	5,701	5,801	5,690	5,545
		(2) その他			3,916	4,808	4,904	5,063	5,221	5,380	5,539	5,725	5,983	6,271
		支出計 (D)			164,920	180,755	190,639	209,827	224,851	239,190	253,496	268,316	284,011	298,399
	経常損益 (C)-(D) (E)				△ 326	△ 1,388	△ 523	△ 1,836	△ 1,340	△ 1,052	△ 746	△ 704	△ 297	45
特別利益 (F)														
特別損失 (G)					342	45	45	45	45	45	45	45	45	45
特別損益 (F)-(G) (H)					△ 342	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45	△ 45
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)					△ 668	△ 1,433	△ 568	△ 1,881	△ 1,385	△ 1,097	△ 791	△ 749	△ 342	
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)					△ 668	△ 2,101	△ 2,669	△ 4,550	△ 5,935	△ 7,032	△ 7,823	△ 8,572	△ 8,914	△ 8,914
流動資産 (J)					45,081	45,441	46,261	46,994	47,727	48,460	49,193	49,913	50,648	51,240
		うち未収金			40,881	41,241	42,061	42,794	43,527	44,260	44,993	45,713	46,448	47,040
流動負債 (K)					24,570	25,438	27,280	29,355	31,220	33,106	34,726	36,491	38,317	40,260
		うち建設改良費分			14,535	15,403	17,245	19,320	21,185	23,071	24,691	26,456	28,282	30,225
		うち一時借入金												
		うち未払金			10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035	10,035
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×100）					1.13%	3.31%	3.64%	5.54%	6.53%	7.06%	7.21%	7.32%	7.08%	6.70%
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)														
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)					59,112	63,435	73,270	82,066	90,862	99,658	108,454	117,099	125,917	133,021
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)														
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)														
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)														
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)					59,112	63,435	73,270	82,066	90,862	99,658	108,454	117,099	125,917	133,021
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)														

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

浄化槽市町村整備推進事業

（税込み）　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度			前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債			45,300	45,400	45,400	45,400	45,400	45,400	45,400	45,400	45,400	45,400
		うち資本費平準化債												
		2. 他会計出資金			385	485	485	485	485	485	485	485	265	171
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金			364									
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金			30,155	29,849	29,849	29,849	29,849	29,849	29,849	29,849	29,849	29,849
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金			9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161	9,161
		9. その他												
		計 (A)			85,365	84,895	84,895	84,895	84,895	84,895	84,895	84,895	84,675	84,581
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)			85,365	84,895	84,895	84,895	84,895	84,895	84,895	84,895	84,675	84,581
	資本的支出	1. 建設改良費			87,095	89,340	89,340	89,340	89,340	89,340	89,340	89,340	89,340	89,340
		うち職員給与費			7,626	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147	8,147
		2. 企業債償還金			12,030	14,535	15,403	17,245	19,320	21,185	23,071	24,691	26,456	28,282
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他												
		計 (D)			99,125	103,875	104,743	106,585	108,660	110,525	112,411	114,031	115,796	117,622
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)					13,760	18,980	19,848	21,690	23,765	25,630	27,516	29,136	31,121	33,041
補塡財源		1. 損益勘定留保資金			9,937	15,087	15,955	17,797	19,872	21,737	23,623	25,243	27,228	29,148
		2. 利益剰余金処分額												
		3. 繰越工事資金												
		4. その他			3,823	3,893	3,893	3,893	3,893	3,893	3,893	3,893	3,893	3,893
		計 (F)			13,760	18,980	19,848	21,690	23,765	25,630	27,516	29,136	31,121	33,041
補塡財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)					388,633	419,498	449,495	477,650	503,730	527,945	550,274	570,983	589,927	607,045

○他会計繰入金　　（単位：千円）

区分 ＼ 年度	前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収益的収支分			73,768	83,729	85,838	89,596	93,767	97,536	101,292	105,060	109,768	114,714
うち基準内繰入金			19,447	21,335	21,524	24,849	26,778	28,513	30,215	31,893	33,360	34,793
うち基準外繰入金			54,321	62,394	64,314	64,747	66,989	69,023	71,077	73,167	76,408	79,921
資本的収支分			749	485	485	485	485	485	485	485	265	171
うち基準内繰入金			485	485	485	485	485	485	485	485	265	135
うち基準外繰入金			264									36
合計			74,517	84,214	86,323	90,081	94,252	98,021	101,777	105,545	110,033	114,885